

「(仮称)子どもにやさしいまち条例」(案)～2022年12月8日時点～への意見一覧

・いただいたご意見を集約するとともに、文言・表記の統一を行っています。

項番	委員名	章	章名	条	条名	項号	意見	回答
1	吉永部会長	-	-	-	-	-	子どもの遊ぶ権利が全体的に削除されてしまっているの、どこかに明示してほしいと思います。	ご指摘の内容を踏まえ、修正を行いました。
2	菅野委員	1	総則	2	定義	- 1	旧にあった「遊んだり」は「滞在する」に含めたとありますが、「遊び」という文言を入れることにとっても意味があると思います。「滞在」では「遊び」に含まれる主体性がありません。「遊び」は残すべき表現だと思います。例えば「遊びやその他の目的のために滞在する」という表現はいかがでしょうか。	
3	吉永部会長	2	子どもの権利	4	育つ権利	- 1	「休む」は健康的な子どもの休息に加え、ストレスから疲れや落ち込みを感じている子どもが「学校を休む」ことも含んでいるので、留意が必要です。	条例としては「休息」のままといたしますが、リーフレットなどの解説で参考にさせていただきます。
4	吉永部会長	2	子どもの権利	6	参加する権利	-	「主体的に」が消えた理由に「消極的な人が参加できないとも取れるため」とありましたが、子どもの主体性は消極的の対義語ではありません。	「主体的に」は、「消極的」の対義語として捉えた訳ではなく、権利の範囲を広げるために、削除しました。
5	吉永部会長	3	子どもの権利を保障する大人の責務	9	施設関係者の責務	-	「失敗や間違いをしてもやり直し」という言葉が消えてしまっていますが、「失敗してもやり直せる」はキーワードだと思います。	ご指摘の内容を踏まえ、修正を行いました。